

五島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
16年度	46,905人	31,850,840千円	1,107,841千円	6,615,644千円	20.8%

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉	計 B	
17年度	703人	2,946,871千円	419,530千円	1,212,185千円	4,578,586千円	6,513千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項 給与の抑制措置(平成17年4月1日から実施したもの)

常勤の特別職給与の10%引き下げ

役職	引き下げ前の給料月額	引き下げ後の給料月額	引き下げ額
市長	830,000円	747,000円	83,000円
助役	680,000円	612,000円	68,000円
収入役	603,000円	542,700円	60,300円
教育長	603,000円	542,700円	60,300円

管理職手当の支給率を1~2%引き下げ

役職	引き下げ前	引き下げ後
課長級	給料月額の12%	給料月額の10%
課長補佐級	給料月額の8%	給料月額の7%

(4) ラスパイレス指数の状況(平成17年4月1日現在)

区分	五島市	類似団体平均	全国市平均
17年度	98.9	95.4	97.6

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五島市	42.3歳	338,180円	375,883円
			364,566円
国	40.3歳	329,728円	382,092円
類似団体	42.1歳	331,301円	390,827円
			363,186円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五島市	45.2歳	345,254円	370,977円
			363,675円
うち用務員	45.8歳	353,433円	376,045円
			371,118円
国	48.1歳	285,008円	316,350円
類似団体	45.6歳	280,257円	302,353円
			293,207円

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五島市	44.5歳	344,848円	404,417円
			370,145円
類似団体	41.6歳	329,715円	398,542円
			353,887円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区 分		五島市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	190,200円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	154,300円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	138,800円	154,300円	136,000円	145,500円

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額(平成17年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	269,300円	348,000円	387,800円
	高校卒	213,300円	277,600円	348,000円
技能労務職	高校卒	213,300円	277,600円	348,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	課長 支所長	27人	5.4%
7級	課長補佐	114人	22.7%
6級	係長	141人	28.0%
5級	係長 上級係員	43人	8.5%
4級	上級係員	53人	10.5%
3級	吏員	89人	17.7%
2級	吏員	23人	4.6%
1級	事務員	13人	2.6%

(注) 1 五島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度 (H16.8.2~ H17.4.1)	職 員 数 A	800 人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	92 人
	比 率 B/A	11.5 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 島 市	国												
1人当たり平均支給額(16年度) 1,671千円	-												
(16年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>3.0月分</td> <td>1.4月分</td> </tr> <tr> <td>(1.6)月分</td> <td>(0.7)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	3.0月分	1.4月分	(1.6)月分	(0.7)月分	(16年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>3.0月分</td> <td>1.4月分</td> </tr> <tr> <td>(1.6)月分</td> <td>(0.7)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	3.0月分	1.4月分	(1.6)月分	(0.7)月分
期末手当	勤勉手当												
3.0月分	1.4月分												
(1.6)月分	(0.7)月分												
期末手当	勤勉手当												
3.0月分	1.4月分												
(1.6)月分	(0.7)月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%												

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

五 島 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	28.088月分	勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	43.335月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	60.99月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	60.00月分	60.99月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) ・退職時特別昇給 1号、昇給期間6ヶ月以上経過の者は、さらに1号			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	自己都合 18,257千円	勸奨・定年 26,136千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績 (16 年度決算)		24,472 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (16 年度決算)		244,723 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (16 年度)		12.5 %	
手当の種類 (手当数)		15	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事者手当	市税の徴収事務に専従する職員	市税の徴収事務	月額 3,500 円
福祉事務従事者手当	福祉事務従事職員のうち、現業又は査察事務に従事する職員	福祉事務のうち、現業又は査察事務	月額 8,800 円
行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人、行旅病人の収容に従事した職員	行旅死亡人、行旅病人の収容	行旅死亡人の収容 1 件につき 4,000 円 行旅病人の収容 1 件につき 1,600 円
感染症防疫作業従事者手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染症又は家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者 (患畜) 若しくは感染症の疑いのある患者 (疑似患畜) の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業	日額 600 円
養護老人ホーム勤務手当	養護老人ホームに勤務する介護職員	養護老人ホームにおける介護業務	月額 3,200 円
特別養護老人ホーム勤務手当	特別養護老人ホームに勤務する介護職員、看護師	特別養護老人ホームにおける介護、看護業務	< 介護職員 > 月額 12,800 円 < 看護師 > 月額 6,400 円
高所勤務手当	高所において作業等に従事する職員	地上 5 メートル以上の箇所における工事の指導監督又は作業	日額 270 円
医師手当	診療所の医師	診療所で医療に従事する医師 (他の診療所及び保健センター等における医療に従事したときは、加算あり)	月額 308,000 円 (1 回につき 22,000 円を加算)
往診手当	診療所の医師	往診に従事するもの	往診料の額 (30 万円限度)
校医手当	診療所の医師	市内の小中学校の校医であるもの	1 校につき 年額 75,500 円
保育所医手当	診療所の医師	市内の保育所医であるもの	1 保育所につき 年額 20,000 円
予防接種手当	診療所の医師	予防接種に従事	1 日 2,700 円
離島勤務手当	離島に所在する出張所等に従事する職員	離島に所在する出張所 (出張所分室を含む。) 診療所 (分院を含む。) 小中学校及び保育所に勤務する職員	月額 23,000 円 (ただし、支給日から 3 年を経過した者及び通勤により勤務する者については、月額 3,000 円)
用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	用地の取得又は処分のため継続的に交渉業務に従事	日額 350 円
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事	日額 230 円

五島市の 16 年度決算 (H16.8.1 ~ H17.3.31) です。

(4) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	157,363千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	196千円

五島市の16年度決算(H16.8.1~H17.3.31)です。

(5) その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円	同じ		94,174千円	177,019円
	配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円				
	扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円				
	その他(配偶者以外の扶養親族) 5,000円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
住居手当	自宅居住職員(自宅の新築・購入から5年間に限る) 2,500円	同じ		27,125千円	125,000円
	借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を支払っている職員) 27,000円以内				
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員(2km以上) 55,000円以内	同じ		18,177千円	44,661円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員(2km以上。使用距離に応じて支給) 24,500円以内				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 ・23,000円+加算額 加算額は距離に応じて6,000円~45,000円	同じ		2,952千円	210,857円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・課長級:給料月額12% ・課長補佐級:給料月額8% (ただし、H17.4.1から当分の間12%は10%、8%は7%で支給する)	異なる	国:8~25% 支給割合が異なる	36,099千円	325,221円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員 ・307,900円(採用の日から35年の期間に限る)	異なる	国:採用の日以後の期間の区分に応じて額が変動	9,853千円	2,463,200円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が異なる	28,912千円	344,188円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあっては20,000円、看護師の宿日直勤務にあっては7,200円)	異なる	国:勤務時間が5時間未満の場合は、百分の五十を乗じて得た額	6,277千円	418,487円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合 勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100 × 深夜勤務時間数	異なる	勤務 1 時間あたりの給与額の算出方法が異なる	4,454 千円	50,044 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に勤務した場合 ・課長級：6,000 円 ・課長補佐級：4,000 円	異なる	国：管理職手当 8%適用職員は支給しない	758 千円	31,583 円
医師調整手当	旧玉之浦町玉之浦診療所に勤務していた医師で引き続いて五島市玉之浦診療所に勤務するもの ・460,000 円（平成 20 年 9 月までの間に限る）			3,200 千円	3,200,000 円

五島市の 16 年度決算（H16.8.1～H17.3.31）です。

5 特別職の報酬等の状況（平成 17 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	（参考）類似団体における最高 / 最低額
給料	市長	830,000 円（747,000 円）	960,000 円 / 747,000 円
	助役	680,000 円（612,000 円）	770,000 円 / 592,000 円
	収入役	603,000 円（542,700 円）	680,000 円 / 542,700 円
報酬	議長	433,000 円	475,000 円 / 310,000 円
	副議長	351,000 円	410,000 円 / 220,000 円
	議員	335,000 円	380,000 円 / 200,000 円
期末手当	市長 助役 収入役	（16 年度支給割合） 3.3 月分	
	議長 副議長 議員	（16 年度支給割合） 3.3 月分	
退職手当	市長	（算定方式） 報酬月額 × 支給割合 600/100 × 在職年数	（支給時期） 任期毎
	助役	報酬月額 × 支給割合 360/100 × 在職年数	任期毎
	収入役	報酬月額 × 支給割合 250/100 × 在職年数	任期毎

（注）平成 17 年 4 月 1 日から給料の減額を実施しており、（ ）書きは減額後の額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		増減数	主な増減理由
		平成 16 年 8 月 1 日現在	平成 17 年 4 月 1 日現在		
一般行政部門	議 会	10	7	3	退職不補充、部門間異動による減員
	総務企画	168	171	3	
	税 務	43	42	1	
	農林水産	76	69	7	
	商 工	21	18	3	
	土 木	51	48	3	
	民 生	99	83	16	
	衛 生	60	63	3	
	小 計	528	501	27	
特別行政部門	教 育	86	83	3	退職不補充による減員
	消 防	94	95	1	
	小 計	180	178	2	
会計部門 公営企業等	病 院	26	19	7	部門間異動による増員
	水 道	37	38	1	
	交 通	4	7	3	
	そ の 他	25	46	21	
	小 計	92	110	18	
合 計		800 [911]	789 [911]	11 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	20 歳 未 満	20 歳 ~ 23 歳	24 歳 ~ 27 歳	28 歳 ~ 31 歳	32 歳 ~ 35 歳	36 歳 ~ 39 歳	40 歳 ~ 43 歳	44 歳 ~ 47 歳	48 歳 ~ 51 歳	52 歳 ~ 55 歳	56 歳 ~ 59 歳	60 歳 以 上	計
職員数	2 人	22 人	50 人	90 人	85 人	61 人	75 人	94 人	122 人	103 人	83 人	2 人	789 人

(3) 定員適正化計画

職員の定員適正化計画については、国が示す定員モデルの数値及び類似団体別職員数等の状況の分析や、将来の行政需要等を勘案して策定することとしています。

定員適正化の手法としては、今後、行政改革大綱及び行政改革実施計画に基づき、事務事業・組織機構の見直し等を進めながら、適正化に努めることといたします。